

質問への回答

(令和7年度昼の再エネ余剰電力需要創出モデル実証（市場連動型電気
料金プラン活用）委託業務）

	質問	回答
1	企画競争説明書において、「積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1/2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。」とありますが、共同実施の提案を行う場合、積算内訳書における共同実施費が見積価格総額の 1/2 以上となっても問題ないでしょうか。	別添 3 注に記載のとおり、共同実施の提案であれば、問題ありませんが、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、提案者が実施してください。
2	共同実施の提案を行う場合、共同実施先における共同実施費の内訳において、共同実施先の外注費が共同実施費総額の 1/2 以上となっても問題ないでしょうか。	共同実施先の外注費が共同実施費総額の 1/2 以上になる場合は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を共同実施者が実施していない可能性があるので不適切として、選定対象としないことがあります。
3	共同実施の提案を行う場合、審査において、外注と異なる点は何でしょうか。	共同実施事業の履行の確保のため、協力内容、態様等に応じて、「共同事業実施協定書」の提出を求めることができる点が異なります。
4	共同実施の提案を行う場合、共同実施先においても下記の様式・書類の提出が必要であり、審査の対象となりますでしょうか。それぞれについて審査の対象となるもの、ならないものについて教えてくださいいただけますでしょうか。 ・企画書の各様式(管理責任者の経歴・手持ち業務等、業務実績、組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況、組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況) ・暴力団排除に関する誓約	提示いただいた様式・書類の提出は不要であり、審査の対象とはなりません。

	・提出者の概要が分かる資料	
5	実証のために他社の既存システムを利用することを考えている。その場合の費用(サーバー費用や SaaS 利用費用)は、雑役務費として良いか。あるいは、外注費(再委託費)に該当する場合はあれば基準を教えてください。	基準は、環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針になります。雑役務費・外注費(再委託費)どちらにあたるかは委託事業や当該業務の詳細が分からないため、現時点で判断ができません。
6	実証のために他社の SaaS サービスに対し機能追加やデザイン変更などのカスタマイズを加えることを想定している。その開発費用は雑役務費として良いか。あるいは、外注費(再委託費)に該当する場合はあれば基準を教えてください。	基準は、環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針になります。雑役務費・外注費(再委託費)どちらにあたるかは委託事業や当該業務の詳細が分からないため、現時点で判断ができません。
7	実証のために自社の既存システムを改修することを想定しており、上流工程は当社にて実施した上で、下流工程を SIer に委託する予定である。その開発費用は雑役務費として良いか。あるいは、外注費(再委託費)に該当する場合はあれば基準を教えてください。	基準は、環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針になります。雑役務費・外注費(再委託費)どちらにあたるかは委託事業や当該業務の詳細が分からないため、現時点で判断ができません。
8	委託契約書において、「産業技術力強化法第17条」(いわゆる日本版バイ・ドール制度)を適用可能か。	適応可能です。
9	成果物にある報告書の内容のうち、営業機密にあたる内容を一部一般公開しないことは可能か(公開版と非公開版に分けて報告書を納品する等)。	不可能ではありません。詳細は、「(参考)委託契約書(案)」のとおり、双方の協議事項とさせていただきます。
10	事業の執行後において、外注費以外の費用が減額となり、結果として精算時点で外注費の占める割合が 1/2 以上になった場合、1/2 を超える分は精算されるか。また、罰則などはあるか。	罰則が生じる場合もございます。詳細は、「(参考)委託契約書(案)」のとおり、報告書の提出、検査等を経て、双方の協議事項とさせていただきます。
11	事業の執行後において、外注費の費用が想定よりも上回り、結果として精算時点	罰則が生じる場合もございます。詳細は、「(参考)委託契約書(案)」のとおり、

	で外注費の占める割合が 1/2 以上になった場合、1/2 を超える分は精算されるか。また、罰則などはあるか。	報告書の提出、検査等を経て、双方の協議事項とさせていただきます。
12	事業の執行後において、総額費用は契約金額の範囲内であるが、内訳の費目ごとに金額の増減がある場合が想定される。貴省において、費目ごとの増額理由に正当な理由があるにご判断いただいた場合において、増額した費目の見積金額との差額分の支払は認められるか。	差額分の支払が認められない場合もございます。詳細は、「(参考) 委託契約書(案)」のとおり、報告書の提出、検査等を経て、双方の協議事項とさせていただきます。
13	事業の執行後において、受託者の費用負担により同一実証参加消費者に対して一部の実証を継続することは可能か。	可能です。
14	委託契約書案第 24 条について。 「前条第 1 項の規定にかかわらず、乙は、特許権等について、甲による納入物の利用に必要な範囲で、追加の費用負担することなく、甲及び甲が指定する第三者が実施する権利を甲に許諾するものとする。」とあるが、具体的にはどのような事象を想定されているか。	「(参考) 委託契約書(案)」のとおり、甲は乙から特許権等を譲り受けないものの、納入物の利用に必要な範囲であれば、追加の費用負担がないという旨を記載しています。